

医療保険 訪問看護利用料金表（利用者負担額）

*利用料金全額表示となっており、支払金額は利用者様の医療保険負担割合によって異なります

1、基本料金

基本療養費ⅠまたはⅡと管理療養費合わせた金額が1回（1日）の基本料金となります。入院中、外泊された時の料金は基本療養費Ⅲのみとなります。

訪問看護基本療養費Ⅰ	週1-3日目	(看護師)	5,550円/日
		(准看護師)	5,050円/日
	週4日目から	(看護師)	6,550円/日
		(准看護師)	6,050円/日
	理学療法士等の訪問		5,550円/日
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者の訪問)	週1-3日目（同一日3人以上）	(看護師)	2,780円/日
		(准看護師)	2,530円/日
	週4日目から（同一日3人以上）	(看護師)	3,280円/日
		(准看護師)	3,030円/日
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問)	入院中外泊先への訪問をした場合1回のみ算定 厚生労働大臣が定める疾病の場合は2回算定可能		8,500円/回
訪問看護管理療養費	月1日目		7670円/日
	月の2日目以降	訪問看護管理療養費1 (同一建物居住者が7割未満の場合)	3,000円/日
		訪問看護管理療養費2 (同一建物居住者が7割以上の場合、または*1や特別管理加算に該当する場合)	2,500円/日

2、加算

利用者様の病状や同意により、以下の料金が加算されます。

24時間対応体制加算	利用者様から、24時間の連絡を受け付け必要に応じて緊急訪問を行う体制があり、同意を得た場合	6,800円/月	
特別管理加算（Ⅰ）	在宅慢性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している場合	5,000円/月	
特別管理加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続要圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門または人工膀胱を留置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している 以上の状態にある方に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理をおこなっている場合	2,500円/月	
退院時共同指導加算	退院時に医師等と共同で療養上の指導を行い、その内容を文書により提供を行った場合	8,000円/日	
特別管理指導加算	特別管理加算の方に退院時に医師等と共同で療養上の指導を行い、その内容を文書により提供を行った場合（退院時共同指導加算に追加して加算される）	2,000円/日	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等（*1）の方が退院する日に療養上の指導を行った場合	6,000円/日	
	さらに、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者（*2）に対し、長時間指導を行った場合または、複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合	8,400円/日	
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方に90分を超える訪問を行った場合（週1回に限り）	5,200円/週1	
在宅患者連携指導加算	利用者さまの同意のもと、訪問診療、歯科訪問診療を行っている保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文章等により情報共有を行い、共有された情報を踏まえて療養上の必要な指導を行った場合	3,000円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	主治医の指示により、関係する医療従事者と共同で訪問し、療養上必要な指導を行った場合（月2回まで）	2,000円/回	
訪問看護情報提供療養費1.3	1.厚生労働大臣が定める疾病等の方で当該市町村からの求めに応じて情報提供した場合 3.保険医療機関等に入院し、または入所する利用者について情報を提供した場合	1,500円/回	
看護・介護職員連携強化加算	医師の指示のもと喀痰吸引等の業務を行う介護職員に対し支援を行った場合	2,500円/月	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間：18時～22時	2,100円/日	
	早朝：6時～8時		
深夜訪問看護加算	深夜：22時～6時	4,200円/日	
緊急訪問看護加算	利用者様からの求めに応じて主治医の指示により緊急時に訪問を行った場合	月14日目まで	2,650円/日
		月15日目以降	2,000円/日

複数名訪問看護加算 (週1日の場合)	看護師と他の看護師または 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と訪問した場合	
	(同一建物内1～2人)	4,500円/日
	(同一建物内3人以上)	4,000円/日
	看護師と准看護師が訪問した場合	
	(同一建物内1～2人)	3,800円/日
	(同一建物で3人以上)	3,400円/日
複数名訪問看護加算 (週3日の場合)	看護師と他の看護師または准看護師・看護補助者、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と訪問した場合	
	1日1回の場合 (同一建物内1～2人)	3,000円/日
	(同一建物内3人以上)	2,700円/日
	1日2回の場合 (同一建物内1～2人)	6,000円/日
	(同一建物内3人以上)	5,400円/日
	1日3回の場合 (同一建物内1～2人)	10,000円/日
	(同一建物で3人以上)	9,000円/日
難病等複数回看護加算	厚生労働大臣が定める疾病(*1)の方又は主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けて1日2回の訪問を行った場合	
	(同一建物内1～2人)	4,500円/日
	(同一建物内3人以上)	4,000円/日
	厚生労働大臣が定める疾病(*1)の方又は主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けて1日3回以上の訪問を行った場合	
	(同一建物内1～2人)	8,000円/日
	(同一建物内3人以上)	7,200円/日
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含む訪問看護を行った場合	2,500円/月
ターミナルケア療養費1.2	1.死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを実施 2.特別養護老人ホーム等で死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを実施	25,000円/月 10,000円/月
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合しており、医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	780円/月
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等したうえで訪問看護の実施に関して計画的な管理を行った場合	50円/月

4、自費料金（保険外） *税込

休日（非営業日）訪問看護 通常料金に加算	土日祝日 年末年始（12/30～1/3）	2,000円/30分
時間延長等の訪問	契約時間を超えた場合	2,000円/30分
交通費	往復料金	20円/km
亡くなられてからのケア		時間内10,000円 時間外13,000円
他のステーションが訪問した日に当ステーションから2回以上の緊急訪問をした場合		2,000円/回

*ただし 緒事情によっては考慮いたします。

厚生労働大臣が定める疾病＊1

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）
- 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態

厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者＊2

- 15歳未満の超重症児又は準超重症児
- 特別管理加算Ⅱ算定要件者
- 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者